

2025 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代 表 者 代表取締役社長 石坂 信也
(コード：3319 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員最高財務責任者 中村 怜
(TEL. 03-5656-2888)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 1 日付で開示した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 8 月 1 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 9 月 5 日から 2025 年 9 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 9 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2025 年 8 月 1 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社の普通株式について、5,300,000 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

普通株式 18,268,309 株

(注) 当社は、2025 年 8 月 1 日開催の取締役会において、2025 年 9 月 30 日付で自己株式 5,688 株（2025 年 7 月 11 日時点の自己株式 393 株及び 2025 年 9 月 11 日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）が所有する当社株式 5,295 株の全部）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

18,328,312 株（うち普通株式 18,268,312 株、A 種優先株式 60,000 株）

(注) 効力発生前における普通株式の発行済株式総数は、2025 年 8 月 1 日現在の当社の普通株式の発行済株式総数（18,274,000 株）から、当社が 2025 年 9 月 30 日付で消却を行う予定の自己株式の数（5,688 株）を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2025 年 8 月 1 日付で開催された取締役会において決議しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

60,003 株 (うち普通株式 3 株、A 種優先株式 60,000 株)

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

60,012 株 (うち普通株式の発行可能種類株式総数 12 株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数 60,000 株)

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社 TGT ホールディングス (以下「公開買付者」といいます。) 並びに株式会社ゴルフダイジェスト社、株式会社モーターマガジン社、木村玄一氏及び木村正浩氏 (以下総称して「本存続予定株主」といいます。) 以外の普通株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を普通株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の普通株主を本存続予定株主のみとすることを目的とする一連の取引 (以下「本取引」といいます。) の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 9 月 29 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、普通株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者が 2025 年 5 月 16 日から同年 7 月 3 日までを公開買付けにおける買付け等の期間として実施した、当社株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 430 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者の氏名又は名称

株式会社 TGT ホールディングス

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、Atago インテグラル 1 投資事業有限責任組合、Atago インテグラル 2 投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Atago L.P.、Initiative Delta Atago L.P. 及び Infinity Gamma Atago L.P. による出資により賄うことを予定しているところ、当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 5 月 29 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書及びそれに添付された 2025 年 5 月 28 日付資金証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025 年 10 月中旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付て許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等に

よって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025 年 11 月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025 年 12 月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は 2025 年 8 月 1 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 60,012 株（うち普通株式の発行可能種類株式総数 12 株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数 60,000 株）に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 60,003 株（うち普通株式 3 株、A 種優先株式 60,000 株）となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在、普通株式 1 単元 100 株、A 種優先株式 1 単元 1 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の普通株主は本存続予定株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第 13 条（定時株主総会の基準日）及び第 17 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 9 月 5 日（金）
② 本種類株主総会開催日	
③ 整理銘柄指定日	2025 年 9 月 5 日（金）
④ 当社株式の最終売買日	2025 年 9 月 26 日（金）（予定）
⑤ 当社株式の上場廃止日	2025 年 9 月 29 日（月）（予定）
⑥ 本株式併合の効力発生日	2025 年 10 月 1 日（水）（予定）

以上